明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三七）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務四二八）　五
○健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（厚生労働四七二）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
米殻の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　三
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委二五）　三五
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委四一）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、税理士証票無効・登録まつ消、平成二十六年度公害防止管理者等国家試験合格者関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係
会社その他
会社決算公告　三六

省　令

○厚生労働省令第百三十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十五号）の施行に伴い、並びに健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条第一項、第四十一条第一項第二号、第四十二条第一項第三号、第二項第三号及び第七項第一号ハ並びに第四十三条第一項第一号ハ及びニ、第五項、第七項並びに第八項、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条第一号、第八条第一項第二号、第九条第一項第三号、第二項第三号及び第七項第一号ハ並びに第十条第一項第一号ハ及びニ、第五項、第七項並びに第八項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第三項並びに第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する第四十五条第八項、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第三項第一号及び第二号、第二十九条の二第一項第二号、第二十九条の三第一項第三号、第三項第三号及び第八項第一号ハ、第二十九条の四第一項第一号ハ及び第二号ハ並びに第三項並びに第二十九条の四の三第一項第四号及び第五号、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第七条第三項第一号及び第二号、第十四条第一項第二号並びに第十六条第三項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一号及び第六十二条の三第一号中「第四十三条第一項第一号ハ」を「第四十三条第一項第一号ホ」に改める。

第八十六条の二第一号中「二千グラム」を「一千四百グラム」に、「三十三週」を「三十二週」に改める。

第九十八条第一号中「昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法」を加え、同条第九号の四の次に次の一号を加える。

九の五　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

第九十八条の二の見出し中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第二項並びに第四項第一号及び第二号中「第四十二条第一項第三号」を「第四十二条第一項第五号」に改め、同条第六項及び第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第百条（見出しを含む。）中「第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号若しくは第二号」を「第四十二条第一項第一号、第二号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号」に、「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に、「特定疾病給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第百一条（見出しを含む。）中「第四十二条第一項第三号」を「第四十二条第一項第五号」に改める。

第百三条の二第一項中「若しくはロ」を「、ロ、ハ若しくはニ」に、「又は第二号」を「から第四号までのいずれか」に改め、同条第三項第四号中「若しくは令第四十三条第一項第一号ロ」を「、令第四十三条第一項第一号ロ」に改め、「第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき」の下に「、令第四十三条第一項第一号ハに掲げる者が令第四十二条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第一号ニに掲げる者が令第四十二条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき」を、「第四十二条第二項第一号」の下に「から第四号までのいずれか」を加え、「若しくは令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき」を削る。